

平成 30 年県内市町の給与実態調査結果について

地方公務員の給与の状況については、毎年、実態調査を実施しています。ここでは平成 30 年に実施した調査の結果に基づいて県内市町の給与の状況についてご説明します。

- 1 ラスパイレス指数の状況
- 2 その他の給与制度の状況

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班
TEL : 078-341-7711 (内線2507)
078-362-3098 (直通)
MAIL : shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

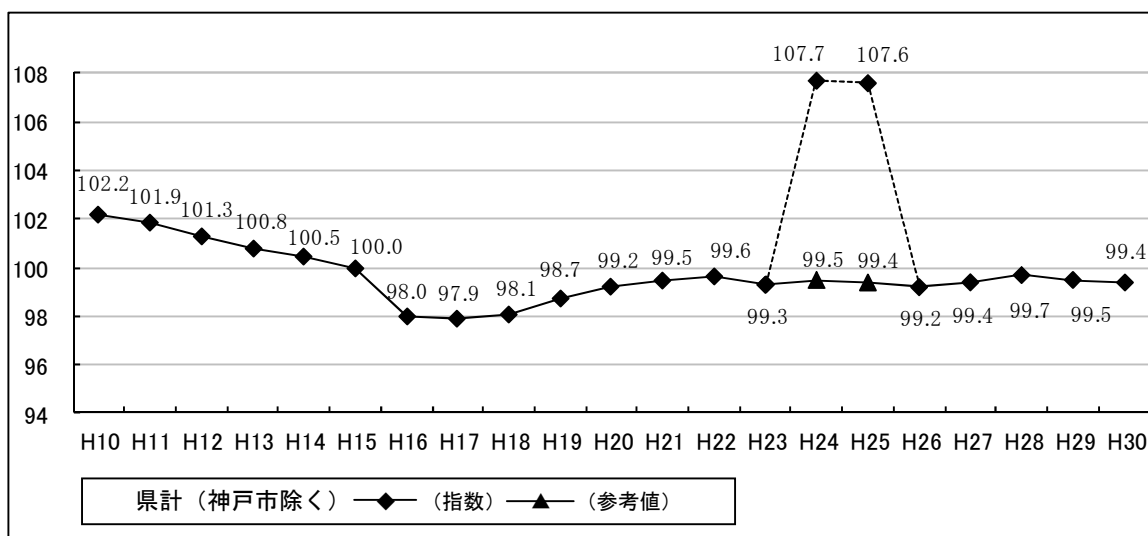
1 ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、全ての都道府県・市町村の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国家公務員の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

平成30年の県内市町（神戸市を除く）のラスパイレス指数の平均は99.4となり、前年と比較して0.1ポイント減少しました。

	平成 30 年 A	平成 29 年 B	前年増減 A - B
市平均（神戸市除く）	99.6	99.6	0.0
町平均	97.5	97.7	△0.2
市町平均（神戸市除く）	99.4	99.5	△0.1
兵庫県	100.4	99.7	+0.7
神戸市	100.8	101.0	△0.2

【ラスパイレス指数の推移】



注) 参考値：給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の指数

【分布状況】ラスパイレス指数100以上は10市町

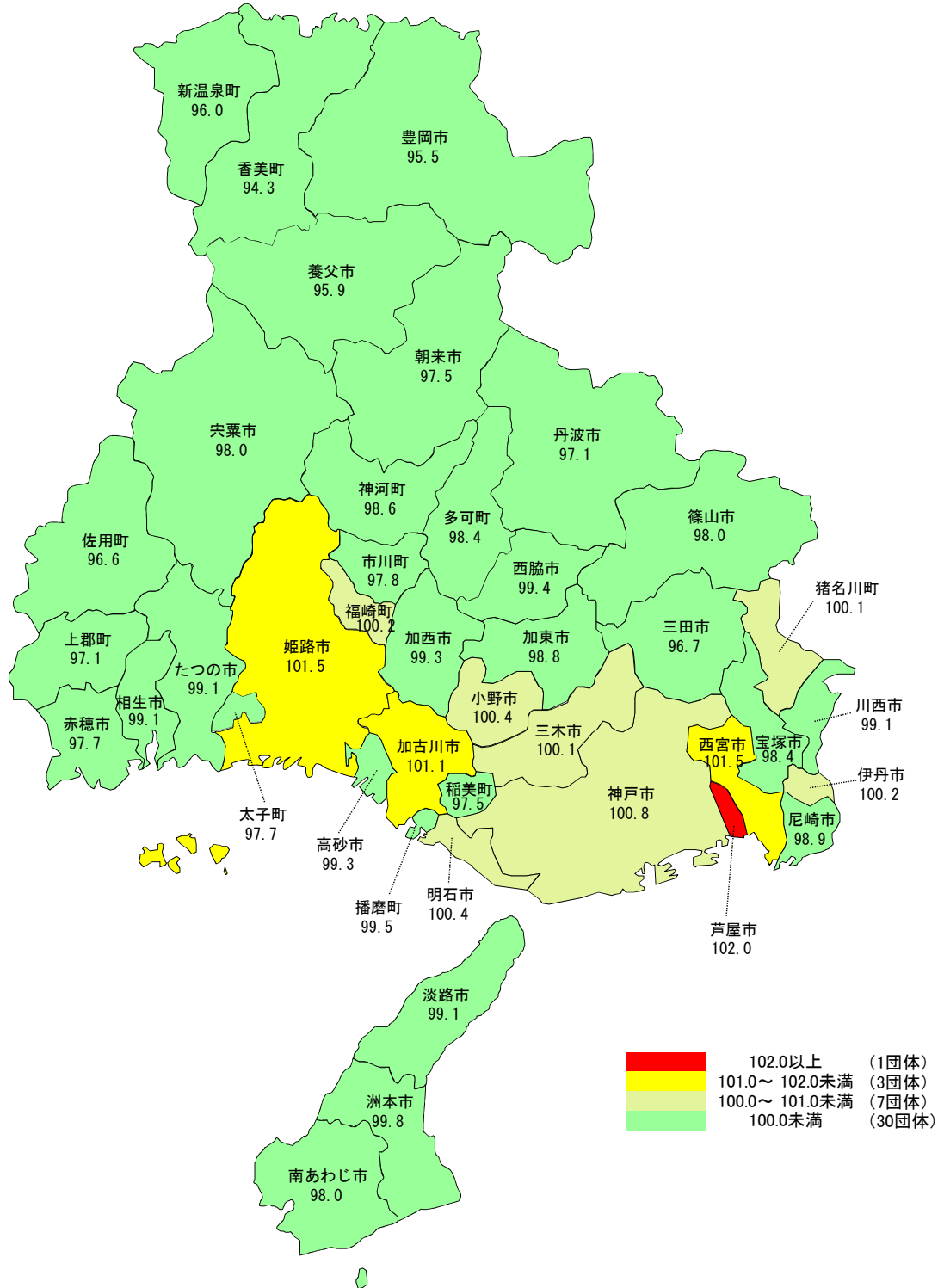
	95 未満	95 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
市（神戸市除く）	0 < 0 >	20 < 20 >	4 < 4 >	4 < 4 >
町	1 < 1 >	9 < 10 >	2 < 1 >	0 < 0 >
市町計（神戸市除く）	1 < 1 >	29 < 30 >	6 < 5 >	4 < 4 >

注) < >内は、平成29年の分布状況

【県内市町別ラスパイレス指数一覧（神戸市除く）】 <一般行政職>

市町名	平成30年	県内 順位	全国 順位	平成29年	前年増減 A-B	地域手当 補正後ラス A'
	A			B		
芦屋市	102.0	1	40	102.5	△ 0.5	102.0
姫路市	101.5	2	73	101.5	0.0	101.5
西宮市	101.5	2	73	101.3	0.2	101.5
加古川市	101.1	4	122	101.3	△ 0.2	101.1
明石市	100.4	5	220	100.8	△ 0.4	100.4
小野市	100.4	5	220	99.8	0.6	100.4
伊丹市	100.2	7	248	100.5	△ 0.3	100.2
福崎町	100.2	7	248	99.2	1.0	100.2
三木市	100.1	9	264	100.0	0.1	100.1
猪名川町	100.1	9	264	100.9	△ 0.8	100.1
洲本市	99.8	11	324	99.1	0.7	99.8
播磨町	99.5	12	397	99.4	0.1	102.5
西脇市	99.4	13	411	99.3	0.1	99.4
高砂市	99.3	14	441	99.7	△ 0.4	94.8
加西市	99.3	14	441	98.9	0.4	99.3
相生市	99.1	16	477	99.5	△ 0.4	99.1
川西市	99.1	16	477	100.8	△ 1.7	99.1
淡路市	99.1	16	477	98.7	0.4	99.1
たつの市	99.1	16	477	98.3	0.8	99.1
尼崎市	98.9	20	537	98.9	0.0	98.9
加東市	98.8	21	565	99.1	△ 0.3	98.8
神河町	98.6	22	612	97.8	0.8	98.6
宝塚市	98.4	23	653	98.8	△ 0.4	97.5
多可町	98.4	23	653	98.7	△ 0.3	98.4
篠山市	98.0	25	760	98.9	△ 0.9	98.0
南あわじ市	98.0	25	760	98.0	0.0	98.0
宍粟市	98.0	25	760	97.7	0.3	98.0
市川町	97.8	28	808	97.4	0.4	97.8
赤穂市	97.7	29	833	96.8	0.9	97.7
太子町	97.7	29	833	98.0	△ 0.3	97.7
朝来市	97.5	31	882	97.5	0.0	97.5
稲美町	97.5	31	882	97.3	0.2	100.4
丹波市	97.1	33	991	96.6	0.5	97.1
上郡町	97.1	33	991	97.6	△ 0.5	97.1
三田市	96.7	35	1088	98.9	△ 2.2	96.7
佐用町	96.6	36	1113	97.1	△ 0.5	96.6
新温泉町	96.0	37	1235	96.2	△ 0.2	96.0
養父市	95.9	38	1255	95.7	0.2	95.9
豊岡市	95.5	39	1313	95.6	△ 0.1	95.5
香美町	94.3	40	1472	94.7	△ 0.4	94.3
市平均(除神戸)	99.6	—	—	99.6	0.0	99.5
町平均	97.5	—	—	97.7	△ 0.2	97.9
市町平均(除神戸)	99.4	—	—	99.5	△ 0.1	99.3

ラスパイレス指数



2 その他給与制度の状況（平成30年4月1日現在）

市町名	初任給額（円/月）			55歳超 昇給停止 未実施	諸手当					
					地域手当			自宅に係る住居手当（円/月）		
	大卒 （国：179,200） （県：185,800）	高卒 （国：147,100） （県：151,500）	国及び県 を超過		該当団体	国基準と異なる	団体支給率	国基準	該当団体	支給額
姫路市	189,000	154,200	●			3.0%	3.0%			
尼崎市	187,100	155,900	●			10.0%	10.0%	●	(10,000)	市内転入者に限り最長36ヶ月間
明石市	185,800	151,500				6.0%	6.0%			
西宮市	184,600	158,300	●	●		15.0%	15.0%	●	13,000	
洲本市	179,200	147,100				-	-			
芦屋市	185,200	155,600	●			15.0%	15.0%	●	9,900	
伊丹市	186,500	154,600	●	●		10.0%	10.0%	▲	3,000	H32から廃止
相生市	185,800	151,500				-	-			
豊岡市	185,800	151,500				-	-			
加古川市	185,800	151,500				3.0%	3.0%			
赤穂市	179,200	147,100				6.0%	6.0%			
西脇市	179,200	151,500				-	-			
宝塚市	184,361	155,709	●	●	●	14.0%	15.0%	▲	1,500	H31から廃止
三木市	185,800	156,800	●			3.0%	3.0%			
高砂市	187,600	152,900	●		●	5.0%	10.0%			
川西市	180,400	150,000		●		10.0%	10.0%	●	6,300	
小野市	185,800	156,800	●			-	-			
三田市	184,665	152,880	●			10.0%	10.0%			
加西市	179,200	151,500				-	-	●	2,000	
篠山市	179,200	151,500				-	-			
養父市	179,200	147,100				-	-			
丹波市	179,200	151,500				-	-			
南あわじ市	179,200	147,100				-	-			
朝来市	168,600	147,100				-	-			
淡路市	168,600	147,100				-	-			
宍粟市	179,200	151,500				-	-			
加東市	179,200	147,100				-	-			
たつの市	185,800	151,500				-	-			
猪名川町	185,800	156,800	●			6.0%	6.0%			
多可町	179,200	147,100				-	-	●	1,600	
稲美町	185,800	156,800	●	●	●	3.0%	-	●	1,600	
播磨町	185,800	156,800	●	●	●	3.0%	-	●	1,600	
市川町	168,600	147,100				-	-			
福崎町	179,200	147,100				-	-	●	2,500	
神河町	179,200	147,100		●		-	-			
太子町	179,200	151,500				-	-			
上郡町	179,200	147,100				-	-			
佐用町	179,200	147,100		●		-	-			
香美町	179,200	147,100				-	-			
新温泉町	185,800	151,500				-	-			

■ 用語の説明

項 目	説 明
ラスパイレス指数	<p>全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。</p> <p>※一般行政職：税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員</p>
初任給額	<p>大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職（大卒程度）試験（旧二種試験）合格者の額を表記しています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員及び県職員を超過している団体を●としています。</p>
昇給停止	<p>国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた俸給表（給料表）において毎年4号昇給しますが、55歳を超える職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止としています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員に準じた措置を行っていない団体を●としています。</p>
地域手当	<p>地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。</p> <p>県内各市町において、国家公務員の支給率と異なる団体を●としています。</p>
自宅に係る住居手当	<p>国家公務員の場合、職員が所有する自宅（持家）に居住して世帯主である職員に住居手当を支給していましたが、平成21年12月に廃止されています。</p> <p>県内各市町において、同趣旨の手当を支給している団体を●とし、同手当の廃止を決定済である団体を▲としています。</p>